

## ご案内

那医発第 413 号  
令和 5 年 10 月 11 日

施設長 各位

那覇市医師会  
会長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への支援及び  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて」の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への支援及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の送付について」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。  
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局 : 石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖医発第 1024 号  
令和 5 年 10 月 10 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会  
理事 涌波淳子令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への支援及び  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の  
臨時的な取扱いについて」の送付について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への支援及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の送付についての通知となっております。

高齢者施設等への支援については、下記のように、一部要件や金額等を見直したうえで継続されることとなっております。

下記③のうち、介護報酬上の臨時的な取扱いについて、添付資料のとおり、令和 5 年 10 月 1 日以降の取扱いを示す事務連絡が厚生労働省老健局各課より発出されております。

令和 5 年 10 月 1 日以降は、介護保険施設が医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院患者(当該介護保険施設から入院した者を除く)を受け入れた場合の対処前連携加算について、入所した日から起算して 14 日を限度として算定することが可能であるとされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願ひ申し上げます。

## 記

- ① 感染者が発生した場合等のかかり増し経費補助のうち、新型コロナ感染者への対応に係る業務手当について、1人当たりの補助上限を 4,000 円/日とする。
- ② 施設内療養の補助について、通常の補助及び追加補助の単価をそれぞれ 1 人当たり 10,000 円/日から 5,000 円/日見直す。また、追加補助の要件であるクラスターの発生人数について、大規模施設は 5 人以上から 10 人以上、小規模施設は 2 人以上から 4 人以上に見直す。
- ③ 介護保険施設が医療機関から新型コロナ回復者を受け入れた場合の加算(退所前連携加算:500 単位/日)について、算定可能日数を 30 日から 14 日に見直す。
- 令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への支援及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」の送付について(令和 5 年 9 月 21 日(日医発第 1130 号)(介護))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課 : 赤嶺  
TEL:098-888-0087  
FAX:098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp



4

日医発第 1130 号 (介護)  
令和 5 年 9 月 21 日

都道府県医師会  
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
江澤 和彦  
(公印省略)

令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への支援及び  
「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な  
取扱いについて」の送付について

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに  
ついては、本会から隨時ご連絡しているところです。

今般、厚生労働省より令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に関する取扱いの  
見直し等について公表されました（令和 5 年 9 月 19 日付日医発第 1108 号にて周知済）。こ  
のうち、高齢者施設等への支援については、添付資料 1 のとおり、下記のように一部要件  
や金額等を見直したうえで継続されることとなりました。

- ① 感染者が発生した場合等のかかり増し経費の補助のうち、新型コロナ感染者への対応  
に係る業務手当について、1 人当たりの補助上限を 4,000 円/日とする。
- ② 施設内療養の補助について、通常の補助及び追加補助の単価をそれぞれ 1 人当たり 1  
万円/日から 5,000 円/日に見直す。また、追加補助の要件であるクラスターの発生人  
数について、大規模施設は 5 人以上から 10 人以上、小規模施設は 2 人以上から 4 人  
以上に見直す。
- ③ 介護保険施設が医療機関から新型コロナ回復者を受け入れた場合の加算（退所前連携  
加算：500 単位/日）について、算定可能日数を 30 日から 14 日に見直す。

上記のうち③の介護報酬上の臨時的な取扱いについて、添付資料 2 のとおり、令和 5 年  
10 月 1 日以降の取扱いを示す事務連絡が厚生労働省老健局各課より発出されましたのでご  
連絡申し上げます。

令和 5 年 10 月 1 日以降は、介護保険施設が医療機関から新型コロナウイルス感染症の退  
院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合の退所前連携加算に  
ついて、入所した日から起算して 14 日を限度として算定することが可能であるとされてお

ります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症に関する 10 月以降の見直し等について（抜粋/令 5.9.15 厚生労働省公表）

2. 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

（令 5.9.15 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）

## 6. 高齢者施設等への支援

- 着いていいる状況においても、高齢者施設等における施設内療養が一定程度行われている。
- 今後の感染拡大において医療ひつ迫を避けることなども考慮し、施設内療養や、医療機関からの受け入れを行う施設等への支援は、一部要件や金額等を見直した上で継続する。

9月までの取扱い	10月以降の対応
感染者が発生した場合等の かかり増し経費の補助	▶ 新型コロナ感染者への対応に係る業務手当について、 <u>1人あたりの補助上限を4,000円/日とする。</u>
施設内療養の補助 (通常の補助1万円/日、追加補助1万円/日)	▶ 通常の補助及び追加補助の補助単価について、 <u>それ1人あたり1万円/日⇒5,000円/日</u> に見直す。 ▶ 追加補助の要件であるクラスターの発生人数について、大規模施設(は5人以上⇒10人以上、小規模施設は2人以上⇒4人以上)に見直す。
医療機関からコロナ回復患者の受入れの場合の加算 (退所前連携加算(500単位/日)を最大30日間算定可)	▶ <u>算定可能日数を30日⇒14日に見直す。</u>

事務連絡  
令和5年9月15日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

今回、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第18報）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第19報）」においてお示しした、介護保険施設が、医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合の介護報酬上の臨時的な取扱いについて、令和5年10月1日以降は下記の通り取り扱うこととしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

問1 令和5年10月1日以降、介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）において、医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合に

- ・ 当面の間のコロナ陽性時に治療に当たっていた入院医療機関や行政との連携
- ・ 退所時も念頭に、入院以前に利用していたケアマネ等とのサービスの調整のために行う、利用していたサービスの確認とそれを踏まえたサービス提供
- ・ 健康観察・健康管理など看護師等の専門職によるケアも含めた体制整備が必要になること等を適切に評価する観点から、どのような介護報酬の算定が可能か。

(答)

介護保険施設において、医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、令和5年10月1日以降は、当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して14日を限度として算定することが可能である。

なお、令和5年9月30日以前に新型コロナウイルス感染症の退院患者を医療機関から受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算を入所した日から起算して30日を限度として算定することが可能である。

本加算の算定にあたっては、利用者から事前の同意を得る必要がある。

問2 介護老人保健施設の退所前連携加算については、令和3年度介護報酬改定において入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位)及び入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位)に見直されたが、令和5年10月1日以降に新型コロナウィルス感染症の退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合はどちらを算定すればよいか。

(答)

入所した日から起算して7日間は入退所前連携加算(Ⅰ)(600単位)を算定し、入所した日から起算して8日から14日までは入退所前連携加算(Ⅱ)(400単位)を算定する。